

荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため、次のとおり公募する。

1. 業務の内容

- (1) 業務名 荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務
- (2) 業務内容 別紙「荒尾市上下水道事業におけるウォーターPPP等官民連携方式検討支援業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年1月31日まで（ただし契約締結が遅れた場合はこの限りではなく、相談に応じる）
- (4) 委託料上限額 36,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2. 所管課 荒尾市企業局総務課政策企画係 (担当者：宮本、三村)

3. 企画提案書の提出者に要求される資格要件

このプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、荒尾市企業局（以下、市）がその資格を認めたものとする。なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を市との間で行うものとする。その際、グループを構成するすべての者が以下の参加資格要件に適合している必要がある。ただし、(7)の実績に関する要件については、グループの構成員のいずれかがその要件に適合していればよいものとする。

- (1) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止中でないこと。荒尾市入札参加資格者名簿に登録されているものに限らず、プロポーザルに参加することが出来るものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (7) 地方公共団体の水道事業における官民連携方式検討業務その他類似業務の作成支援業務の受託実績（過去10年以内）があること。

(8)共同提案を行う際には、次に掲げる条件をすべて満たすことを要する。

- ア 当該業務に関し、2以上の共同企業体等の構成員でないこと。
- イ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資比率の者であること。
- ウ すべての構成員が均等割りの10分の6以上の出資比率であること。(構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上)
- エ 当該業務について共同提案体としての参加資格の認定を受けること。

・提出書類(様式A) 【 資格要件確認書類 】

※荒尾市入札参加資格者名簿に既に登録している場合、登録申請書及び登録通知の写しを提出すれば基礎資料の提出は不要とする

※※共同提案を行う場合提出する。単独企業の場合は提出不要

区 分	書類名	提出部数
※基礎資料	定款	正本1部
	納税証明書(参加表明書提出の前3カ月以内に発行された証明書で、令和5年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの) ① 熊本県内に営業所がない場合(1種類) ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】 ② 荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合(2種類) ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】 ・熊本県所管の事業税、自動車税(リースの場合は不要)及びその他県税の未納のない証明(写し可)【様式その6で可】 ③ 荒尾市内に営業所等がある場合(3種類) ・国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明(写し可)【様式その3の3で可】 ・熊本県所管の事業税、自動車税(リースの場合は不要)及びその他県税の未納のない証明(写し可)【様式その6で可】 ・法人とその代表者の全ての市税(未納のない証明、原本) ※【 】内で可とする様式は、国税庁が定める納税証明書の交付手続きに係る様式を指す。	正本1部
	営業証明書(直近3期分の財務諸表:貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、キャッシュフロー計算書)	正本1部
	会社概要(様式A-1)	正本1部
	誓約書(様式A-2)	正本1部
役員・従業員名簿(様式A-3)	正本1部	
※※共同提案	企画競争プロポーザル参加資格審査申込書(様式A-4) 企画競争共同提案体協定書の写し(様式A-5) 業態カード(様式A-6)	正本1部

4. 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

①企画提案書の無効

企画提案は、調査、検討における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

②見積書

経費の内訳を明らかにした形で記入した見積書を添付すること。

参考様式B-7の項目を満たしていれば様式は自由とする。

③関連資料

企画提案書と合わせて、資格要件確認書類（様式A）を提出する。

(2) 共同提案方式

①共同提案体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

②共同提案体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。

③管理技術者は、共同提案体の代表者が配置すること。

④各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。

(3) 作成方法

①様式B-1～様式B-6（A4判）を基に作成を行う者とする。

②見積書は、経費の内訳を明らかにした形で記入し、参考様式B-7の項目を満たせば、様式は自由とする。

③文字サイズは10ポイント以上とする。

(4) 企画提案書の内容に関する留意事項

様式	記載事項	留意事項
様式B-2	配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。 様式B-2の④の業務の実績は、下記に示される同種又は類似業務のうち、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）の実績があれば記載する（最大3件まで）。 同種業務：水道事業における官民連携方式検討業務 類似業務：水道以外の事業における官民連携方式検討業務 企画提案書の提出者以外が受託し業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。
様式B-3	配置予定技術者の同種又は類似経歴	<ul style="list-style-type: none"> 様式B-2の④に記載した同種又は類似業務実績の全てについて、業務実績1件につきA4判1枚に記載する。 企画提案書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。
様式B-4	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> A4判1枚に記載する。 業務の分担について記載する。 配置予定技術者の中から予定管理技術者を1名置くものとし、管理技術者は本業務を管理・監督するものとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・予定担当技術者は、最大5名まで記載することが出来る。 ・他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
様式B-5	実施方針・実施フロー・工程計画・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・A4判1枚に記載する。 ・業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。
様式B-6	評価テーマに対する企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーマにつきA4判1枚に記載する。 ・評価テーマ（別紙仕様書 第2章業務内容2～4）に対する取り組み方法を具体的に記載すること。 ・その記載に当たっては、本業務の成果の一部を求めるものではないが、概念図、出典の明示できる図表、既往成果を用いることに支障はない。
参考様式B-7	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、経費の内訳を明らかにした形で記入する。 ・参考様式B-7の項目を満たせば、様式は自由とする。

5. 企画提案書の提出方法、提出書類、提出先および提出期限

(1) 提出方法： 提出書類一式をそろえて1部を持参、又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。提出期限までに担当者に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しない。特に、郵送による場合は、時間的余裕を持って送付し、書類の到着の有無を担当者に必ず電話で確認すること。

(2) 提出書類：①企画提案書申請書（様式B-1）
 ②配置予定技術者の経歴等（様式B-2）
 ③配置予定技術者の同種又は類似業務経歴（様式B-3）
 ④上記②③に記載した業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）
 ⑤業務実施体制（様式B-4）
 ⑥業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他（様式B-5）
 ⑦評価テーマに対する企画提案（様式B-6）
 ⑧見積書（参考様式B-7の項目を満たせば様式任意）
 ⑨資格要件確認書類（様式A等）

(3) 提出先 〒864-0032 熊本県荒尾市増永1903番地
 荒尾市企業局総務課
 電話 0968(64)3350 Fax 0968(64)2706

(4) 提出期限 資格要件確認書類⑨：令和6年4月19日（金）
 企画提案関係書類①～⑧：令和6年4月26日（金）
 {受付時間：午前9時00分～午後5時00分（閉庁日を除く。）}

6. 提案に必要な資料の配付方法

実施要領、企画提案書等の様式は、荒尾市ホームページに公表する。

荒尾市ホームページ <http://www.city.arao.lg.jp/>

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付及び回答

ア 提出書類 質問書（様式C-1）

イ 提出期限 令和6年4月9日（火）

ウ 提出先 電子メール（kigyous@city.arao.lg.jp）へ提出すること。

（メール1通当たりの受信容量制限約9MB）

(2) 質問への回答

ア 回答方法 提出された全ての質問及びその回答を、荒尾市ホームページで公開する。（準備ができ次第、随時回答を行う）

8 プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うものとする。

9 提案者に対する確認

市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、提案事業者に対して提案内容の詳細を求め、場合によっては追加提案資料として提出させることがある。また、必要に応じて以下のとおりヒアリングを行う。

(1) 実施場所：荒尾市企業局

(2) 実施日：令和6年5月上旬

(3) 開始時間：ヒアリングを実施する場合は後日連絡する。

(4) 出席者：配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者

(5) その他

・ヒアリングでは10. の評価項目について質疑応答を行う。

・ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

10 企画提案書の特定をするための評価基準

(1) 技術評価（配点100点）

企画提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。なお、評価項目「業務実施体制」、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに関する企画提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価 ウェイト
	判断基準		
予定管理技術者の経験、能力 (様式B-2) (様式B-3)	専門技術力	業務執行技術力 平成26年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務「水道事業における官民連携方式検討業務」の実績を有する[10点] ② 類似業務「水道以外の事業における官民連携方式検討業務」の実績を有する[6点] ③ 同種業務又は類似業務の実績を有しない[特定しない]	10
予定担当技術者の経験及び能力 (様式B-2) (様式B-3)	専門技術力	業務執行技術力 平成26年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ① 1名以上の担当技術者が同種業務「水道事業における官民連携方式検討業務」の実績を有する[5点] ② 1名以上の技術者が類似業務「水道以外の事業における官民連携方式検討業務」の実績を有する[3点] ③ 同種業務又は類似業務の実績を有する担当技術者がいない[0点]	5
業務実施体制 (様式B-2) (様式B-3) (様式B-4)	業務実施体制の妥当性	下記の順位で評価する。 ① 業務全般にわたり、業務の責任ある遂行のために効果的で適切な人材配置・役割分担となっており、予定技術者の能力や組織の支援機能等を踏まえた優れた実施体制が提案されている[10点] ② 業務の一部において、業務の責任ある遂行のために効果的で適切な人材配置・役割分担となっており、予定技術者の能力や組織の支援機能等を踏まえた優れた実施体制が提案されている[8点] ③ 業務の責任ある遂行が可能となる実施体制の提案である[6点] ④ 業務の遂行が可能となる実施体制の提案であるものの、業務の一部において、業務の遂行に懸念がある提案である[4点] ⑤ 業務の遂行が可能となる実施体制の提案となっていない[特定しない]	10
実施方針・実施フロー・工程計画・その他 (様式B-5)	業務理解度、実施手順、その他	下記の順位で評価する。 ① 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとしてとりまとめられており、業務全般にわたり課題解決のために効果的な、優れた工夫や有益な代替案が提案されている[15点] ② 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとしてとりまとめられており、一部において課題解決のために効果的な、優れた工夫や有益な代替案が提案されている[12点]	15

			<p>③ 業務の目的や内容を正しく理解し、重視する事項や着眼点が適切に認識された実施方針・実施フローとして取りまとめられている[9点]</p> <p>④ 業務の目的や内容を理解した提案となっているものの、一部において、業務の遂行に懸念がある提案である[6点]</p> <p>⑤ 業務の目的や内容を理解した提案となっていない[特定しない]</p>	
評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)	評価テーマ1..課題の整理	<p>的確性・ 実現性・ 独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[10点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[8点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[6点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[4点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	10

<p>評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)</p>	<p>評価テーマ2…上下水道一体型委託業務への再編に向けたシナリオ検討</p>	<p>的確性・ 実現性・ 独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[20点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[16点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[12点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[8点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	<p>20</p>
<p>評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)</p>	<p>評価テーマ3…令和8年度以降の官民連携事業の事業スキームの検討</p>	<p>的確性・ 実現性・ 独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[20点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[16点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[12点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[8点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	<p>20</p>

<p>評価テーマに関する企画提案 (様式B-6)</p>	<p>評価テーマ4…事業に係るコストの調査</p>	<p>的確性・ 実現性・ 独創性</p>	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全般にわたり、着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[10点]</p> <p>② 着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されるとともに、一部において、専門的知見に基づく新たな提案等、より一層の成果及び効率を高めるための優れた工夫が提案されている。かつ、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が明確に示されており、提案された業務内容の実現性に強い説得力がある[8点]</p> <p>③ 着目点、問題点、解決方法等が整理されるとともに、提案を裏付ける適切な根拠や類似実績等が一部示されている[6点]</p> <p>④ 提案の一部に不備や不整合が見られる、または、提案の実現性を裏付ける根拠等にやや欠け、業務の遂行に懸念がある[4点]</p> <p>⑤ 提案に著しい不備や不整合がある、または、提案の実現性を裏付ける根拠等がほとんど示されず、業務の遂行に著しい懸念がある[特定しない]</p>	<p>10</p>
<p>合計</p>			<p>100</p>	

(2) 価格評価 (配点100点)

下記の算定方式で評価する。なお提案内容に対して見積が不適切な場合には、特定しない場合がありうる。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最も低い見積額} \times 100}{\text{参加者の見積額}}$$

(3) 合計評価

下記の算定方式で評価する。提案者の合計評価点が同点となった場合は、「評価項目：評価テーマに関する企画提案（評価テーマ1～3の合計点：60点満点）」の合計点が高い提案者を上位とし、「評価項目：評価テーマに関する企画提案（評価テーマ1～3の合計点：60点満点）」の合計点も同点の場合は、荒尾市企業管理者が上位の提案者を決定する。評価点は小数点第1位まで計算を行う。

$$\text{合計評価点} = (\text{技術評価点} \times 0.9) + (\text{価格評価点} \times 0.1)$$

11 特定・非特定通知

(1) 企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である物を1者特定する。

企画提案書を特定した者には、書面をもって、荒尾市企業局から通知する。また、提出した企画

提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、当該提案者の評価点および順位を同じく書面をもって、荒尾市企業局から通知する。

- (2) 非特定の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)することにより、荒尾市企業局に対して非特定理由について説明を求めることが出来る。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に書面により行う。
- (4) 企画提案書を特定した者を荒尾市ホームページにおいて公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

12 契約手続

11の(1)で企画提案書を特定した者と随意契約による契約手続を進める。

13 その他の留意事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 市は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要がある際は、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (4) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、契約候補者の特定以外の目的には無断で使用しない。
- (5) 本業務の公募型プロポーザルに関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。
- (7) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。
 - ア 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - イ 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (8) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。
- (9) 本業務の受注者は、本業務において実施した公募資料作成及び金額算定に基づき将来的に発注する業務に参画することはできない。